

3 私費外国人留学生

(1) 外国政府派遣留学生

外国政府の経費負担により、人材養成の推進のため派遣された留学生であり、外国政府から文部科学省を通じて本学で受け入れたものです。

外国政府派遣留学生の選考方法は、各学部等で書類による選考と受入れの検討を行います。

これらの外国政府派遣留学生は、留学生の区分では、私費外国人留学生として取り扱われます。

(2) 短期留学生

短期留学生とは、文部科学省では、(独)日本学生支援機構の支援事業として、大学間交流協定等に基づき、母国の大学に在籍したまま1年間以内の短期間、諸外国へ留学する学部・大学院生を支援するため、短期留学推進制度を実施している。

(3) 自費留学生

外国政府派遣留学生を除く私費外国人留学生を自費留学生といいます。自費留学生には、都道府県及び各種奨学団体から奨学金等の支給を受けている者もいます。